

磐田市福田地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 磐田市より包括的支援事業の実施委託を受け、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会が設置する磐田市福田地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門職が要支援状態にある者に対して適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要支援者が介護予防に資する保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者の依頼を受けて介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名 称 磐田市福田地域包括支援センター
- (2) 所在地 磐田市福田400番地 磐田市福田支所内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名

事業所の管理及び業務の管理を一元的に行い、兼務を可能とする。

- (2) 担当職員

- ①主任介護支援専門員 1名以上（常勤・兼務）
- ②保健師又は経験のある看護師 1名以上（常勤・兼務）
- ③社会福祉士等 1名以上（常勤・兼務）
- ④その他 介護支援専門員、事務員等適宜配置

担当職員は、利用者からの相談に対し、その心身状況や環境に応じて、本人やその家族等の意向にそって介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの計画作成、調整をし、適切なサービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制 電話の転送により24時間常時連絡が可能な体制とする。
(指定介護予防支援の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援事業業務の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の定める基準によるものとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整
- (3) その他（介護予防住宅改修理由書の作成、要支援認定の申請代行など）
(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、磐田市福田地域（福田中学校区）の区域とする。
(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年6回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は磐田市及び社会福祉法人磐田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定については、令和5年4月1日から適用する。